

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

当法人では、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しており、下記の通り福祉・介護職員等の処遇改善に取り組んでおります。

《賃金改善内容》

- 賃金既定の見直し
 - ・基本給の見直し
 - ・一時金・一時手当の新設
- 資格等に応じた昇給
- 資格取得のための支援の実施
 - ・講習受講に必要な時間の確保として、年次有給とは別に時間有休を与える
 - ・支援費用の全額または一部補助

《職場環境要件等、賃金以外の改善の内容》

- 入職促進に向けた取り組み
法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・取り組みなどの明確化
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
上位者・担当者によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- 腰痛を含む心身の健康管理
短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- 生産性向上のための業務改善の取り組み
業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や負担作業の軽減
- やりがい・働きの構成
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員
の気付きを踏まえた勤務環境や支援内容の改善